

令和7年度大船渡市ＩＬＣ推進協議会総会

日 時 令和7年8月4日（月）午後1時30分

場 所 大船渡市民文化会館・リアスホール

1階 会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

議案第1号 令和6年度事業報告について

議案第2号 令和7年度事業計画（案）について

議案第3号 役員の改選について

4 そ の 他

5 閉 会

議案第 1 号 令和 6 年度事業報告について

令和 6 年度事業報告

令和 4 年 2 月 14 日に文部科学省が公表した有識者会議による「国際リニアコライダー（ILC）計画の諸課題に関する議論のまとめ」では、素粒子研究の学術的意義について重要性を認めるものの、「ILC 準備研究所段階への移行については、時期尚早と言わざるを得ない」とされ、立地問題を一旦切り離し、国際協力による加速器の技術開発を段階的に展開していくこと等が提言されました。

ILC 国際推進チーム(IDT) は、大型加速器建設を国際プロジェクトとして行う場合の実施プロセスの草案を作成する国際有識者会議を発足させるとともに、世界の研究機関が連携し、参加機関の分担によって開発研究する ILC テクノロジーネットワーク(ITN) の発足に向け調整し、令和 5 年 7 月に高エネルギー加速器研究機構(KEK) と欧州合同原子核研究機関(CERN) との間で、ILC の研究開発に関する新たな枠組みとなる ITN に関する協定が締結されました。

そのような中、米国においては、素粒子物理学プロジェクト優先順位決定委員会(P5) が、今後の素粒子物理学プロジェクトの優先順位に関する答申レポートを公表し、「FCC-ee（将来円形衝突型加速器：欧州で検討されている ILC より次世代型の加速器）と ILC という海外のプロジェクトに、米国は大きな役割を果たすことを推奨する」とされております。

一方で、昨今、欧州及び中国において、次世代大型加速器における新たな動きが顕在化する等、世界情勢が変化する中であって、日本政府の ILC 実現に向けた意思表示への時間は、残り少なくなりつつあり、非常に重要な局面にあると考えられております。

こうした情勢の下、国内では、令和 6 年 2 月に、内閣府と文部科学省の担当部局で構成する「将来の高性能加速器に関する連絡会」が設置され、ILC に関する情報共有等が進められています。

さらに、同年 12 月には、自由民主党政務調査会科学技術・イノベーション戦略調査会による、ILC に関する有識者ヒアリングが実施される等、議論のステージが上がったと捉えられております。

当協議会においては、このような国内外の動向を注視しつつ、ILC 実現を見据えた要望活動や情報収集活動、ILC 受け入れ整備等を図るための事業を実施しました。

【令和 6 年度事業】

1 総会

期 日：令和 6 年 8 月 26 日（月） 午後 2 時

会 場：大船渡市民文化会館・リアスホール 会議室

内 容：(1) 令和 5 年度事業報告について

(2) 令和 6 年度事業計画（案）について

2 ILCの誘致・実現に関する要望活動

(1) 大船渡市による要望活動

期 日：令和6年7月31日（水）・8月1日（木）

要望先：内閣官房、内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、自由民主党、県選出国會議員

(2) ILC実現建設地域期成同盟会による要望活動

期 日：令和7年2月17日（月）

要望先：自由民主党（総裁、幹事長、総務会長、政務調査会長、政務調査会科学技術・イノベーション戦略調査会長）

(3) 三陸沿岸都市会議による要望活動

期 日：令和6年6月12日（水）

要望先：財務省、文部科学省、県選出国會議員

3 ILC計画の普及・啓発

(1) ILC講演会

期 日：令和6年8月26日（月）

会 場：大船渡市民文化会館・リアスホール マルチスペース

主 催：大船渡市ILC推進協議会

内 容：国際リニアコライダー（ILC）計画の実現に向けて

講 師：岩手県副知事 佐々木 淳 氏

(2) 第42回大船渡市産業まつりでのILCブース出展

出展日：令和6年10月12日（土）・13日（日）

会 場：上記まつり会場（おおふなぼーと 1階ピロティ）

内 容：ILC普及啓発パネル展示、ILCパンフレットやノベルティの配布等により、ILC計画をPRした。

(3) 「科学のびっくり箱！なぜなにレクチャー」

期 日：令和6年7月28日（日）

会 場：協同組合南三陸ショッピングセンター（サン・リア） いこいの広場

主 催：大船渡市、トヨタ自動車株式会社

内 容：小学生（4～6年生）を対象とした科学工作教室

※ 併せて、会場来訪者等を対象に、ILC普及啓発パネル展示、ILCパンフレットやノベルティの配布等を実施し、ILC計画をPRした。

(4) 第13回グリーンILCセミナー

期 日：令和6年11月8日（金）

会 場：大船渡市魚市場 多目的ホール

主 催：岩手県

共 催：大船渡市、東北ILC事業推進センター、岩手県国際リニアコライダー推進協議会（岩手県ILC推進協議会）

(5) I L C解説セミナー

期 日；令和7年1月25日（土）

会 場：シーパル大船渡 大会議室

主 催：東北 I L C事業推進センター、高エネルギー加速器研究機構（KEK）

共 催：大船渡市、岩手県

4 関係機関・団体等で実施する講演会、技術セミナー等への参加・協力

(1) I L C実現を見据えた取組や最新の動向に関する情報収集

※ 詳細は、別紙「令和6年度講演会・セミナー等参加実績」のとおり

・東北 I L C推進協議会総会・講演会（主催：東北 I L C推進協議会）

1回

・I L C公開講演会（主催：岩手県 I L C推進協議会）

2回

・I L C計画現状説明会（主催：東北 I L C事業推進センター）

1回

・2024年度 I L C講演会（主催：東北 I L C推進協議会）

2回

・KEK×東経連クロストーク

（主催：KEK、東経連ビジネスセンター）

1回

・I L C関係者による欧州視察（岩手県、岩手県議会ほか I L C関係者による、I L Cに係る国際協働への協力要請及び加速器関連施設の視察）

1回

(2) 関係機関が出展する I L Cブース運営への協力

「VACUUM 2024 真空展」運営の協力

期 日：令和6年9月18日（水）～9月20日（金）

会 場：東京ビッグサイト 東ホール（東京都）

主 催：（一社）日本真空工業会、（公社）日本表面真空学会、日刊工業新聞社

(3) 関係機関・団体等で実施する講演会の後援

① 第13回グリーン I L Cセミナー

・令和6年11月8日（金）

② I L C講演会（主催：東北 I L C推進協議会）の後援

・第1回開催：令和6年9月26日（木）

・第2回開催：令和7年1月14日（火）

令和6年度講演会・セミナー等参加実績

別紙

No	日付	場所	相手方・主催者	内容
1	6月14日	オンライン	東北 I L C 推進協議会	東北 I L C 推進協議会総会・講演会
2	7月1日	メトロポリタン盛岡ニューウイング	岩手県 I L C 推進協議会	I L C 公開講演会
3	8月5日	一関文化センター	東北 I L C 事業推進センター	I L C 計画現状説明会
4	9月26日	オンライン	東北 I L C 推進協議会	2024年度第1回 I L C 講演会
5	11月29日	オンライン	KEK、東経連ビジネスセンター	第7回「KEK×東経連BCクロストーク」
6	12月2日	メトロポリタン盛岡ニューウイング	岩手県 I L C 推進協議会	I L C 公開講演会
7	1月14日	オンライン	東北 I L C 推進協議会	2024年度第2回 I L C 講演会
8	1月26日～2月1日	ドイツ (DESY)、スイス (CERN) ほか	岩手県、岩手県議会ほか	I L C 関係者による欧州視察

議案第2号 令和7年度事業計画（案）について

令和7年度事業計画

欧州において、2026年（令和8年）に改訂される欧州素粒子物理戦略に係る動きが具体化する中、令和7年3月を期限として、同戦略策定に向けた各国研究者コミュニティ等による意見が提出され、国内の研究者等で構成する日本高エネルギー委員会やILCの国際研究者組織であるIDT（ILC国際推進チーム）からも、ILCに関する意見が提出されています。

こうした中で、次世代大型加速器に係る注目すべき動向として、欧州のCERNにおいては、全長約91kmのFCC-ee（将来円形衝突型加速器）が、中国においては、CEPC（円形大型衝突加速器）の建設が計画されております。

このような世界情勢を踏まえると、政府のILCの誘致判断に残された時間は少なく、タイムリーで前向きな判断が求められる状況にあり、ことさら重要な時期を迎えているところです。

このことから、日本・米国・欧州の政府間協議を注視しつつ、研究者コミュニティと密接に連携し、ILC建設に必要な条件整備等について、地域が主体的に検討を進めるとともに、当協議会を始めとする関係機関によるILC実現に向けた活動はもとより、ILC実現建設地域期成同盟会等を中心として地域が一丸となり、更には「オール岩手」・「オール東北」の態勢により、政府判断の後押しとなる取組を精力的に推進します。

【令和7年度事業計画案】

1 総会

期 日：令和7年8月4日（月）

会 場：大船渡市民文化会館・リアスホール 会議室

内 容：令和6年度事業報告、令和7年度事業計画(案)及び役員の改選

2 ILCの誘致・実現に向けた要望活動

(1) 大船渡市による要望活動【実施済】

期 日：令和7年7月23日（水）・24日（木）

要望先：内閣府、復興庁、文部科学省、県選出国會議員

(2) ILC実現に向けた東北関係者による合同要望【実施済】

期 日：令和7年5月13日（火）

要望先：内閣府、復興庁、文部科学省、自由民主党（総務会長、政務調査会長）

出席者：大船渡市長、岩手県知事、岩手県議会議長ほか関係団体の長等

※ 要望活動後、ILC実現建設地域期成同盟会による要望書を関係国會議員に提出。

(3) 三陸沿岸都市会議による要望【実施済】

期 日：令和7年6月3日（水）

出席者：大船渡市長、陸前高田市長、宮城県気仙沼市長ほか

要望先：内閣府、財務省、文部科学省、自由民主党、県選出国會議員

(4) 当協議会及び市が参画している関連団体の要望活動への積極的な参加

3 I L C計画の普及・啓発

(1) 「科学のびっくり箱！なぜなにレクチャー」

期 日：令和8年1月11日（日）

会 場：サン・リアショッピングセンター いこいの広場

主 催：大船渡市、トヨタ自動車株式会社

内 容：小学生（4～6年生）を対象とした科学工作教室

※ I L C紹介パンフレットの配布ほか、I L C解説パネルを展示する等、
I L C計画の普及・啓発活動を併せて実施予定。

(2) 第43回大船渡市産業まつりでのI L Cブース出展

4 東北I L C事業推進センター部会活動

実験装置組立・検査拠点及び物流に関する検討部会会員としての活動

5 関係機関・団体等で実施する講演会、技術セミナー等への参加・協力

I L C計画現状説明会

期 日：令和7年8月4日（月）

会 場：大船渡市民文化会館 1階 マルチスペース

主 催：東北I L C事業推進センター

内 容：(1) 「I L Cの最新動向について（仮題）」

東北I L C事業推進センター代表

岩手県立大学 学長 鈴木厚人 氏

(2) 東北I L C事業推進センター活動状況報告

東北I L C事業推進センター事務局長 大平 尚 氏

令和7年度 大船渡市 I L C 関連予算

■国際リニアコライダー誘致促進事業 1,551 千円

(単位：千円)

項 目	予算額	摘 要
旅 費	343	L C 関連要望旅費等
需用費	128	消耗品費等
使用料 及び賃借料	10	駐車料等
負担金補助 及び交付金	1,070	東北 I L C 事業推進センター負担金 1,000 岩手県国際リニアコライダー推進協議会負担金 20 東北 I L C 推進協議会負担金 50
合 計	1,551	

議案第3号 役員の改選について

役員の改選について、本会規約第4条及び第5条の規定により、選任を求めます。

記

会 長 1名

副 会 長 2名

区 分	団 体 名	職 名	氏 名
会 長			
副 会 長			

任期 令和7年度総会の日から令和9年度総会の日まで

大船渡市 I L C 推進協議会規約

(設置)

第1条 国際リニアコライダー（以下「I L C」という。）の東北（北上高地）への建設実現のため、大船渡市 I L C 推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係機関・団体等と連携した I L C の東北（北上高地）への誘致推進に関すること。
- (2) I L C 計画の理解促進に係る情報の提供及び共有に関すること。
- (3) その他目的の達成に必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、大船渡市内の関係機関及び団体等をもって構成する。

2 協議会に係る加入及び退会は、所定の書面を会長に提出するものとする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、総会において選任する。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、出席者をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第7条 協議会の運営に要する経費は、大船渡市が負担する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、大船渡市企画政策部 I L C 推進室内に置く。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。